

政令第三百二十一号

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。